

## 横断的措置事項

### 1 構造改革特区関係

#### (1) 個別事項

##### ア「構造改革特別区域法」の適切な施行に向けて

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
政省令、通達等の策定状況の監視 (内閣府、内閣官房)	「構造改革特別区域基本方針」(以下、単に「基本方針」という。)の別表1に掲げた事項のうち、政省令、通達等に関する規制の特例措置については、関係各省庁が「特区において講じることが可能な規制の特例措置の内容、関係行政機関の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続き等」以上の制約を課さないよう、また、特区法の完全施行までに、政省令、通達等の公布及び施行を行うよう、それらの全項目に係る原案の策定については、総合規制改革会議の意見を聴きつつ着実に実施する。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】	重点・特区1(1)		一部措置済、逐次実施	逐次実施
「基本方針」の策定状況の監視 (内閣官房)	a 特区法第3条に規定される「構造改革特別区域基本方針」については、速やかに閣議決定を行う。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】	重点・特区1(2)		措置済	
	b 基本方針において、政省令、通達等に関する事項を含め、今次特区制度により講じられることとなった全ての規制改革事項について、一覽性を確保した上で、地方公共団体等による要望を満すのか否かが明確に理解されるような形での記載を行う。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】	重点・特区1(2)		一部措置済、逐次実施	逐次実施

(注) 「改定計画等との関係」欄では、各個別事項と、規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)(=「改定」)14年度重点計画事項(=「重点」)内外からの意見・要望等(=「要望等」)及び構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針(平成15年2月27日構造改革特別区域推進本部決定)における別表2全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第2次提案追加分)(=「全国実施」)との対応関係を明らかにし、特に、「改定」及び「重点」については該当する分野名(略称で記載)及びその記載箇所を明示した。

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(内閣府、内閣官房)	c 訓令又は通達に関する事項も、法律、政省令事項と全く同一のスキームで取り扱う。 【構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）】	重点・特区1(2)		一部措置済、逐次実施	逐次実施
	d 基本方針において、特区法第4条第9号に係る関係行政機関の長の同意について、「各地方公共団体が客観的に要件に適合していると判断するものは、関係行政機関の長は原則として同意するものであり、特段の明確な問題がない限り地方公共団体の申請内容が認められる、すなわち、要件に該当すれば同意するとの羈束裁量を意味していること」を、明記する。 【構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）】	重点・特区1(2)		措置済	
	e a～dの諸点について、総合規制改革会議の意見を聴きつつ着実に実施する。	重点・特区1(2)		一部措置済、逐次実施	逐次実施
特区で講じられた規制の特例措置の的確な評価 (内閣官房)	a 評価については、「構造改革特区推進のためのプログラム」(以下、単に「プログラム」という。)の内容にしたがって、早急に評価の体制、方法等を基本方針において定める。 【構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）】	重点・特区1(3)		措置済	
(内閣府、内閣官房)	b 上記評価に際し、情報収集や調査等の機能を有した第三者による評価が重要であり、全国大の規制改革が加速されるよう、構造改革特別区域推進本部長たる内閣総理大臣が関係行政機関の長に対し、リーダーシップを発揮できるような機能を有することが重要であることから、総合規制改革会議の意見を聴きつつ、そのような評価体制を確立する。	重点・特区1(3)			措置

## イ 特区制度の活用も含めた更なる規制改革の推進

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
「全国におい	プログラムにおいて、「全国において実施する	重点・特		逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
「て実施する」とされた規制改革事項の深堀り等（内閣府、内閣官房）	規制改革事項（実施時期及び内容が明示されているものに限る。）とされている事項（別表2の111事項）について、総合規制改革会議の意見を聴きつつ、今後とも、引き続き、進捗状況の監視、更なる深堀り、前倒し等を進める。また、これら以外の事項も含めた、地方公共団体や民間から提案のあった規制改革事項について、全国規模の改革と特区での改革とが「二者択一」であることを原則に、その両面から規制改革の推進を図る。	区2(1)			
「現行制度で対応可能」とされている規制改革事項の周知徹底（関連各省庁） （内閣府、内閣官房） （内閣官房）	a 関係各省庁は、第1次提案募集において地方公共団体等から要望のあった規制改革事項のうち、「現行制度で対応可能」とされている規制改革事項（311事項）について、地方公共団体等に対し、通知等の文書などにより、速やかに可能である旨の周知徹底を行う。	重点・特区2(2)			逐次実施
	b 上記に関し、総合規制改革会議の意見を聴きつつ、引き続き、着実に実施する。	重点・特区2(2)			逐次実施
	c 特区において地方公共団体等が実施しようとしている事業のため、法令等の解釈を明確にしたい事項について、特区法第4条第7項に基づいて地方公共団体から規定の解釈についての確認があった場合には、30日以内に文書で回答するよう基本方針に明記する。 【構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）】	重点・特区2(2)	措置済		

### ウ 第2次提案募集も活用した特区制度の対象となる規制の追加

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
特区制度の対象となる規制の追加（内閣官房、関連各省庁）	a 第1次提案募集において地方公共団体等から要望のあった規制改革事項のうち、「今回は特区として又は全国において実施されないもの」としたもの（141事項）のうち、例えば、新規の需要や雇用の創出による経済活性化の効果も高いと考えられるものなどについては、	重点・特区3		検討開始・逐次実施	逐次実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(内閣官房)	総合規制改革会議とも密接に連携しつつ、少なくとも特区において実施すべき規制改革事項としての検討を開始する。この際、地方公共団体や民間からの「第2次募集」における要望状況も、十分に勘案する。				
	b 特区で行うことが適切かつ早急に必要であると考えられる規制改革事項については、速やかに基本方針を改訂し、特区制度の対象として追加するとともに、それらが法律事項である場合には、第156回通常国会における特区法の改正も視野に入れ、検討を行う。 【構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針(平成15年2月27日構造改革特別区域推進本部決定)】	重点・特区3		一部措置済、逐次実施	逐次実施
	c 地方公共団体や民間への十分なPRを行った上で、第3次募集、第4次募集と定期的な提案募集を行う。	重点・特区3		逐次実施	
	d 基本方針において定期的な提案募集とそれに基づく基本方針の改定、法令等の改正の一連の流れを明確に規定する。 【構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)】	重点・特区3		措置済	
	e 特区制度の一連の流れを通じた規制改革を加速していくため、地方公共団体や民間に対するコンサルティング機能や情報発信機能を強化する。	重点・特区3		逐次実施	